

## (6) 事前・事後における指導計画

学校体験活動及び教育実習の事前・事後指導として、以下のような計画・内容で事前・事後の指導を行う。

### ①時期及び時間数

#### 〈学校体験活動〉

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| [2年次] | 4月    | ○学校体験活動ガイダンス(1時間)   |
|       | 5月    | ○学生が「学校体験活動内諾依頼書発行申込書」を提出(登録)<br>○学校体験活動希望学生の個別面談(担当教員)<br>○担当教員が教育委員会・協力校と調整(実習形態等の確認) |
|       | 10～1月 | ○学校体験活動事前指導(8回。16時間)  |
|       | 2月    | ○学校体験活動計画書の提出   |
|       | 3月    | ○学校体験活動計画書に基づく個別指導<br>○学校体験活動校訪問・面接   |
| [3年次] | 4月    | ○学校体験活動直前指導(1時間)<br>○学校体験活動実習生の教育実習校訪問(実習校の直前指導)  |
|       | 5～11月 | ○学校体験活動2週間以上(80時間以上)<br>○教職課程委員会との連携の下、教職課程設置学部の教員による教育実習校訪問指導                          |
|       | 12月   | ○学校体験活動報告書の提出(実習終了後2週間以内に提出)<br>○学校体験活動事後指導(学校体験活動報告会)(2時間)                             |

#### 〈教育実習〉

- |       |             |  |
|-------|-------------|--|
| [3年次] | 4月          | ○教育実習予定者ガイダンス(1時間)<br>○教育実習の登録   |
|       | 5～9月        | ○指定実習受け入れ学校及び学生希望実習校に依頼(内諾を得る)<br>○「教育実習内諾依頼書発行申込書」を学生に提出させる                     |
|       | 7月          | ○教育実習報告会(2時間。実習終了者による報告とアドバイス)   |
|       | 9～3月        | ○教育実習事前指導(15回。22.5時間)  |
|       | 3月          | ○教育実習計画書の提出<br>○実習生の教育実習校への訪問(実習期間の確認等の連絡)                                       |
| [4年次] | 4月          | ○教育実習ガイダンス(1時間)  |
|       | 5月          | ○教育実習直前指導(1時間)   |
|       | Aグループ 5～6月  | ○教育実習(3週間以上(120時間以上)若しくは2週間以上(80時間以上))<br>○教職課程委員会との連携の下、教職課程設置学部の教員による教育実習校訪問指導 |
|       | 7月          | ○教育実習事後指導(2時間)   |
|       | 7月          | ○教育実習報告書の提出  |
|       | Bグループ 9～10月 | ○教育実習(3週間以上(120時間以上)若しくは2週間以上(80時間以上))<br>○教職課程委員会との連携の下、教職課程設置学部の教員による教育実習校訪問指導 |
|       | 12月         | ○教育実習事後指導(2時間)   |
| 12月   | ○教育実習報告書の提出 |  |

## ②内容（具体的な指導項目）

### 〈学校体験活動〉

#### ア 学校体験活動事前指導

[2年次秋学期]

- (ア) 授業案内：学校体験活動の意義と心得
  - 学校体験活動の意義と目的の理解
  - 本学教職課程における学校体験活動の位置づけの理解
- (イ) 学校体験活動を考える：学校ボランティアの体験事例及びビデオを見て討論
  - 学校体験活動の実際
  - 学校体験活動における留意点
- (ウ) 生徒指導・教育相談：事例を基に討論（既得知識の確認）
  - 生徒指導・教育相談の考え方
  - 事例を基に生徒指導の方法の検討
  - 生徒から学ぶ力の重要性
- (エ) 学校の組織と校務分掌（既得知識の確認）
  - 学校組織・学校経営方針
  - 校務分掌
  - 職務上の責任と遵守すべき義務
- (オ) 教育課程（既得知識の確認と実習校の「年間指導計画」等の学習）
  - 教育課程とは
  - 教育課程の編成
- (カ) 学校安全（既得知識の確認と具体的な指導場面の事例検討）
- (キ) 学校体験活動を受け入れる実習校の立場から（講演）
- (ク) 学校体験活動計画書の作成と個別指導
  - 学校体験活動計画書の構成要件（実習場面を想定した各自の課題を明確にすること）
  - 学校体験活動計画書を基にした個別指導
- (ケ) 学校体験活動直前指導
  - 学校体験活動での注意事項
  - 学校体験活動での持参品の配布

#### イ 学校体験活動事後指導

[3年次秋学期]

- (ア) 次のような内容について「学校体験活動報告書」を作成し、提出する。（この報告書は、デジタル製本し、以後の実習生の参考とする。）
  - 学校体験活動の概要
  - 考察課題
  - 今後の課題
  - 自己評価
- (イ) 「学校体験活動報告会」を開催し、学校体験活動を総括するとともに、次年度の教育実習をより豊かなものとするため、課題を整理し共有する。

### 〈教育実習〉

#### ア 教育実習事前指導

[3年次]

- (ア) 授業案内：教育実習の意義と心得
  - 教育実習の意義と目的の理解
  - 本学教職課程における教育実習の位置づけの理解
- (イ) 教案の作成方法
  - 学習指導案作成上の留意点
- (ウ) 教材の作成と授業のポイント
  - 授業実践のスキル…授業目標、教材研究、話し方、発問、板書、教材作成、教科書利用
- (エ) 教育実習を考える：ビデオを見て討論
  - ビデオによる教育実習の実際
  - 教育実習における留意点
- (オ) 生徒指導・教育相談：事例を基に討論
  - 生徒指導・教育相談の考え方
  - 事例を基に生徒指導の方法の検討
- (カ) 学校の組織と校務分掌
  - 学校組織・学校経営方針
  - 校務分掌
  - 職務上の責任と遵守すべき義務
- (キ) 教育課程
  - 教育課程とは
  - 教育課程の編成
- (ク) 教師の授業を受ける（学校参加体験）
  - 教師の仕事
  - 教育実習生に望むこと
- (ケ) 学校参加体験から教育実習を考える（討論）
- (コ) 模擬授業の実施と討論（1）：教材の工夫
- (サ) 模擬授業の実施と討論（2）：板書の仕方
- (シ) 模擬授業の実施と討論（3）：プリントの作成法
- (ス) 模擬授業の実施と討論（4）：視聴覚機材の利用
- (セ) 実習を受け入れる実習校の立場から：教育実習の意義と実習生の立場を改めて確認する
- (ソ) 中間まとめと課題の確認
  - 教育実習計画書の作成

#### [4年次]

- (ア) 教育実習ガイダンス
  - 教育実習の準備
  - 課題等の実施状況の点検と指導
- (イ) 教育実習直前指導
  - 教育実習での注意事項
  - 教育実習での持参品の配布

### イ 教育実習事後指導

教育実習の体験とその反省に基づいて、教育を総合的に把握する視点を得るために以下のような事後指導を行う。

- (ア) 次のような内容について「教育実習報告書」を作成し、提出する（この報告書は、デジタル製本し、以後の実習者の参考とする。）。

- 教育実習の概要
- 考察課題
- 今後の課題
- 自己評価
- 資料

(イ)「教育実習報告会」を開催し、教育実習を総括するとともに、次年度の教育実習予定者へのアドバイスを兼ねた実習報告を発表する。

#### (7) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画、実習施設における指導者の配置計画

実習先には本学の専任教員は配置せず、各実習先担当者と密接に連絡をとって実習の運営並びに実習生の指導に当たる。

実習生に対しては、訪問指導担当教員を配置して、実習前の面談、実習中の実習校訪問指導を行う。実習校訪問に当たっては実習生の研究授業等、担当授業を参観した上で、実習生への指導を行うとともに、実習先担当者とも適宜意見を交換し、適切な実習の運営に努め、実習訪問終了後には「実習校訪問報告書」を提出する。また、実習中の欠席・事故等の対応については実習校、実習生、訪問担当教員からの連絡を受け、「学校体験活動」「教育実習Ⅰ」担当教員が中心となり教職課程委員会において協議しながら対応する。

#### (8) 成績評価体制及び単位認定方法

「学校体験活動」「教育実習」とともに、実習先の指導者が作成した「実習成績報告書」（これは「観察」3項目、「学習指導」3項目、「学校・学級の経営」4項目、「総合評価」などから構成され、出勤状況も記される）を基に、科目担当教員が実習校訪問担当教員の意見や学内で行う教育実習報告会における発表、事前指導、事後指導での取り組み等を参考にしながら、単位認定を行う。

### 1.1. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

#### (1) チームビルディング

##### ①実習先の確保の状況

専攻導入科目の必修科目である「チームビルディング」は、学外で行われる「プロジェクト・アドベンチャー」と学内で行われる「集団行動」から構成される。「チームビルディング（プロジェクト・アドベンチャーのみ）」の実施に当たり、実習施設である「高尾の森わくわくビレッジ」での宿泊及びプロジェクト・アドベンチャー（以下PA）施設利用予約を株式会社プロジェクトアドベンチャージャパン（以下PAJ）との間で済ませている。**（資料16 「チームビルディング」実習受入承諾書）**

なお、同施設とは単年度ごとの契約となるが、継続的に同施設を実習先に行っている。

表5 チームビルディング（プロジェクト・アドベンチャーのみ）受入施設

施設名	所在地	受入可能人数	受入期間
高尾の森わくわくビレッジ	東京都八王子市川町 55	115 人	平成 32(2020)年 4月 5日 9:00~6日 12:00
〃	〃	115 人	平成 32(2020)年 4月 6日 14:00~7日 17:00

## ②実習先との連携体制

授業担当教員が、実習目的、実習方法、到達目標、評価方法などを検討・立案した上で、具体的な実施計画案を策定している。また、事前に現地に赴き、実習場所、実習内容等について検討し、PAJとの間で現地の実習・宿泊先を確認する。それにより学生が安全かつ効果的な実習を行えるように準備する。

## ③成績評価体制及び単位認定方法

実習の成績評価と単位認定方法については、学外で行われるプロジェクト・アドベンチャーと学内で行われる集団行動を対象として、本学シラバスに記載された評価方法により、授業担当教員が補助的にプログラムを支える専任教員の参加記録及び評価を参考にして評価を行う。そのために、PA担当責任者及び各クラス担当教員からの評価書（出欠及び参加の状況、取組への態度、目標の達成度）の提出を求める。学生には、レポート、自己評価等の報告書の提出を求める。実習目標の達成度を把握した上で、総合的に評価し単位の認定を行う。

## ④その他特記事項

不測の事態に備え、保険等に参加する。その上で同実習には学部長以下、授業担当教員、各クラス担当教員が帯同するとともに、クラス担当教員は授業担当者の補助者となり授業の運営に参画し指導に当たる。病気やその他の緊急の事態が発生した場合などは、学部長以下、担当の専任教員及び引率の各クラス担当教員が対応方法等を検討し、対応する。その際に受入れ施設「高尾の森わくわくビレッジ」とも連携をとり、初期対応や事後の迅速な対応に当たる。

## (2) 学外実習（スポーツ健康実習、スポーツ教育実習、地域スポーツ実習）

### ①実習先の確保の状況（資料 17 学外実習（スポーツ健康実習、スポーツ教育実習、地域スポーツ実習）受入先リスト）

学内の学修を実際の職域に応じた実践の場で体験することにより、これまでの学修の理解と今後必要となる学修内容を明確にすることを目標に実践体験を行う。養成する人材像に対応した「スポーツ健康実習」「スポーツ教育実習」「地域スポーツ実習」を選択必修科目として配置している。学外の実習時間は20時間（3日～4日）を標準とし、加えて学内での学習（事前説明、目標の設定、事後の報告・発表等）を含む。実習時期は土日を中心とし、同時期に1実習地に学生が集中しないように調整を行う。なお、学生は実習地の選定に当たって、当該実習地で修得すべき課題、目標を記載した「実習希望調書」を提出し、一実習地に学生の希望が集中した場合には、その調書内容を踏まえて担当教員において人数調整を行う。

#### ア スポーツ健康実習における主な実習先

- ・飯能市内の社会福祉施設（飯能市社会福祉協議会と調整）
- ・飯能市が主催するスポーツ教室・イベント（飯能市と調整）
- ・たんぼぼ田園倶楽部（社会福祉施設）等

#### イ スポーツ教育実習の主な実習先

- ・飯能市内の中学校の運動部活動（飯能市教育委員会と調整）
- ・飯能市内の総合型スポーツクラブ等

#### ウ 地域スポーツ実習の主な実習先

- ・一般社団法人奥むさし飯能観光協会加盟企業
- ・飯能市エコツーリズム推進協議会
- ・一般社団法人里山こらぼ等

## ②実習先との連携体制

前年度末に、学部教務委員会（学部長名による依頼文）より各実習施設及び統括団体に対して受入依頼を行い、受入可否・受入人数・実習内容等について協議、確認を行う。日常的な実習担当教員と受入実習施設及び統括団体との打合せ等とは別に、実習における教育目標の理解を得るとともに、実習内容の充実を図るために、年2回の「駿河台大学スポーツ科学部学外実習協議会」を開催し、充実した実習が実施できるようにする。

## ③成績評価体制及び単位認定方法

実習の成績評価と単位認定方法については、本学のシラバスに記載された評価方法により授業担当教員が評価を行う。そのために、学生からの実習報告書（実習日誌に添付する書式）、実習先からの報告書及び実習巡回担当教員からの報告書をもって、授業担当教員の合議により、総合的に評価し単位の認定を行う。

## ④その他特記事項

学生は「学生教育研究災害傷害保険」「賠償責任保険」に加入しており、実習中のリスク軽減を図っている。学生が実習している期間には必ず教員が実習先に出向き、実習内容の確認を行うとともに、受入先との意思疎通を十分に図ることとしている。

### （3）海外スポーツ文化研修

「海外スポーツ文化研修」は、海外地域でのスポーツを地域振興に活用する知識を修得するための科目であり、本学におけるグローバルな視野に立てる人材育成の一環としても位置づく。コミュニティー・スポーツの先進国であるニュージーランドを実習地とし、一般家庭にホームステイをしながらニュージーランド人の生活感覚を理解し、スポーツの学習（教育機関での理論、マージナルスポーツの体験実技、コミュニティー・スポーツの運営方法の理解、コミュニティー・スポーツへの参加等）を行う（実施時期：2月中旬より2週間）。

ニュージーランドにおけるスポーツ実践の生活化の実際を体験し、ニュージーランド人のスポーツに対する考え方、生き方の理解を通して我が国のスポーツの現状を考える手がかりとする。

本学の学生は、既存の現地学生向けのプログラムに短期間（特別）参加する形式で実施する。

#### ①実習先の確保の状況

研修先の選定は、科目担当教員が実地調査を兼ね訪問し、関係者間による文書交信等による諸確認業務を重ね、最終的に双方の機関責任者（本学学長、Director of New Zealand Institute of Sport）による協定書を締結している。

締結後は、連絡調整を継続的に実施し、次期の学生送り込みに関して齟齬をきたすことのないように努めている。

表6 海外スポーツ文化研修受入施設

施設名	所在地	受入可能人数	受入期間
New Zealand Institute of Sport	Wellington, New Zealand	10人 (駿河台大学学生 受入れ可能枠)	2週間

#### ②実習先との連携体制

次年度計画等は、毎年相互で前回実施の反省を踏まえ、次期実施に係る希望等を開陳し合い、積極的に意見交換をしながら研修の質の向上に努める。

### ③成績評価体制及び単位認定方法

事前学習では、語学学習、異文化理解、コミュニティー・スポーツの在り方等について理解し、現地での実習が効果的に展開できるよう工夫をする。事前学習の講義内容は以下のとおりである。

- ア ニュージーランドとはどんな国
- イ ニュージーランドのスポーツの現状
- ウ 日本の総合型地域スポーツクラブの現状を知る（「文部科学白書」等を活用）
- エ 日本のスポーツ振興施策とその展開状況
- オ 高齢者、障がい者のスポーツ –その実際に関する両国間比較–

研修先では、修了証書が授与され、研修最終日には現地教員から研修報告がなされる。事後学習では、その後の授業に関連付けるためにも報告会及び報告書の作成を通して学習内容の定着を図るよう工夫する。そのコメントなども参考に、現地教員の研修報告、英文・日本語併記の研修日誌（記録）等を総合的に評価する。

### ④その他特記事項

安全対策としては、大学指定の海外旅行保険に加入することを参加学生に義務付け、大学としてもJCSOS（海外留学生安全対策協議会）に加入、緊急事態発生時には学生、大学ともにサポートを受ける体制が整えられている。

その他、事前指導の一環として、海外での危機管理についての説明会を実施し、学生自身でもトラブルに備えるようにしている。ニュージーランドの教育機関からも関連の内容でのマニュアルを事前に参加学生に配布する。

大学としての緊急時対応については、引率の担当教員が緊急連絡網に基づき、学部長、事務局へ連絡を取ることとなっている。

### (4) インターンシップ I

「インターンシップ I」は、学生が「社会の一員」として実際の職場で働くという体験により、現実に根ざした職業観を身につけることを目的として平成 17（2005）年に開設されており、全学部 2 年次以上で選択科目として実施している。

これは、大学近隣地域の企業・団体の協力の下、「地域の教育力」を活かして行う「地域インターンシップ」であり、学生が「働くこと」「社会人となること」を実地に学び、現実に即した職業観や職業選択の目を養う「教育としてのインターンシップ」である。

この科目は事前研修（4 月～7 月）、インターンシップ実習（8 月～9 月）、事後研修（9 月～10 月）の 3 部から構成している。

春学期に実施する事前研修（準備の講義）では、実際に社会で活躍している民間企業・自治体から、働くことの意味、職業倫理、民間企業・自治体の仕事の実際などを直接聞くことを通じて、働く上で知っておかなければならない事柄やビジネスマナーを学び、実習に向けて心の準備を行う。

インターンシップ実習は、夏期休暇中に実施し、2 週間程度、企業・団体の一員となって実際に働くことを体験する。実習中は、毎日実習日誌を書き、インターンシップ先の担当者から指導・コメントをもらう。この実習日誌は秋学期に提出する。また、本学教員が実習先を訪問し実習状況の確認を行う。

秋学期初めには、事後研修として、担当教員の添削を受けた上で実習報告書を提出し、公開の報告会において自らの就業体験を発表する。これにより、実習体験を「自分の言葉」でとらえ直し、実習での学びをより確かなものとする。

さらに、この科目では、ポートフォリオ SCIP（Sundai Community Internship Portfolio）を作成し、事前研修や実習を振り返ることにより、「成長の歩み」を確認できるようにしている。

### ①実習先の確保の状況

受入先は、地方公共団体、製造業、建設不動産、通信・放送、旅行業、病院、スポーツ施設、介護施設などで、地域的にも、飯能市、入間市を中心に、川越市、所沢市、狭山市、さいたま市、富士見市、坂戸市、越生町、東京都、栃木県と広範にわたっている。学生には、どんな業種でインターンシップ実習を行いたいのか、事前に希望業種のアンケートを取り、調整して実習先を決定している。(資料 18 平成 30 (2018) 年度インターンシップ I 実習受入企業・団体リスト)

受入先には、本学と産学連携協定を締結している飯能信用金庫から紹介を受けた企業、本学と連携協定を締結している団体、本学教職員が受入承諾を得た企業、本学卒業生が勤務する企業で実習受入を要望する企業等がある。平成 30 (2018) 年度は 117 企業・団体から受入承諾を得た。インターンシップ参加者は、平成 28 (2016) 年度に 99 人、平成 29 (2017) 年度に 78 人、平成 30 (2018) 年度に 85 人と推移している。

### ②実習先との連携体制

毎年、企業・団体にインターンシップ実習の受入依頼を行い、受入可否・受入人数・受入可能な学年・実習内容等について確認している。受入企業・団体とは、担当教員と地域連携課とが密接に連携し、打合せ会等の開催を通して、教育目標の理解を得るとともに、個別に覚書を交わしている。先述のとおり、本学学生は全員が「学生教育研究災害傷害保険」「賠償責任保険」に加入しており、実習中のリスク軽減を図っている。学生が実習している期間には必ず教員が実習先に出向き、実習内容の確認を行うとともに、受入先企業等との意思疎通を十分に図っている。

### ③成績評価体制及び単位認定方法

インターンシップ I の授業は、各学部からの教員 6 人で担当している。成績は、事前研修（受講態度・各回コメントペーパーに見る積極性・理解度）40%、実習（出席・実習姿勢・日誌・レポート）50%、報告会 10%で評価する。単位修得の条件として、事前研修への 7 割以上の出席、実習参加、報告書の提出、報告会参加を求めている。また、事前研修の欠席が多い学生は、実習参加が許可されない場合があり、その場合は F 評価（不合格）となる。

## (5) 海外語学演習

本学のグローバルな視野に立てる人材育成を目的とすることから、大学全体の統一カリキュラムとして実施されている。これは、夏又は春の長期休暇中、海外の優れた教育機関が提供する 2~4 週間の語学プログラムに学生が参加し、語学を学ぶとともに異文化を体験するものである。

### ①実習先の確保の状況

研修先の選定は、語学学習と並んで文化学習を視野に入れており、平成 11 (1999) 年度から各言語の語学教員が必ず現地視察を行い、慎重かつ綿密な提携交渉を重ねて行われてきた。その結果、段階的に研修先を加え、平成 30 (2018) 年度現在は、本学において開設されている英語・独語・仏語・中国語・西語・韓国語の全外国語科目において研修先が設けられている。特に英語圏においては研修先や期間に多様性を持たせるため、複数の地域の教育機関と提携している。現在、表 7 の 12 大学と提携を結び、年度ごとに研修先との打ち合わせや報告を重ねて、次年度に引継いでいる。(資料 19 1 か月以上の海外語学演習提携校 (モナシュ大学、ソルボンヌ大学、フィリピン中央大学) との協定書)



## ②実習先との連携体制

学生の帰国後、担当教員は参加学生から研修の報告を聞き、当該研修を管轄するグローバル教育センターは参加学生のアンケートとともに、研修内容の確認を行う。グローバル教育センターは、学生の学習成果とともに改善に向けた要望を伝える等により、研修先との連携体制を継続して行う。

## ③成績評価体制及び単位認定方法

参加者は、4月に他の科目と同様に履修登録を行い、研修をより効果的なものとするために、グローバル教育センター所属の担当教員から15回にわたる「事前授業」を受ける。その後、海外機関での研修を経て、成績・出席証明書や帰国後の面接、レポート提出等により、「海外語学演習」4単位を認定する。

## ④その他特記事項

安全対策としては、大学指定の海外旅行保険に加入することを参加学生には義務付け、大学としてもJCSOSに加入、緊急事態発生時には学生、大学ともにサポートが受けられる体制を整えている。

その他、事前指導の一環として、海外での危機管理についての説明会を実施し、学生自身でもトラブルに備えるようにしている。

大学としての緊急時対応については、緊急連絡網に基づいて、研修先と大学（グローバル教育課）との連携が速やかに取れるようにしている。

表7 海外語学演習提携校一覧

開始年度	研修先・コース名/所在地	言語	研修期間
平成11 (1999)年度	ウィーン大学「国際ドイツ語コース」/オーストリア共和国、ウィーン	ドイツ語	3週間
平成12 (2000)年度	モナシュ大学「短期英語研修」/オーストラリア連邦、ヴィクトリア州	英語	5週間
平成13 (2001)年度	北京師範大学「短期語学研修」/中華人民共和国、北京	中国語	3週間
平成14 (2002)年度	パリ第四大学ソルボンヌ「フランス語・フランス文明講座」/フランス共和国、パリ	フランス語	4週間
平成15 (2003)年度	サラマンカ大学「スペイン語・文化研修コース」/スペイン王国、サラマンカ	スペイン語	3週間
	延世大学「3週間短期課程」/大韓民国、ソウル	韓国語	3週間
平成21 (2009)年度	アンジェ・カトリック大学「実用フランス語講座」/フランス共和国、アンジェ	フランス語	3週間
平成26 (2014)年度	国立台湾師範大学/台湾、台北市	中国語	3週間
平成28 (2016)年度	カンタベリー・クライスト・チャーチ大学/英国、ケント州カンタベリー	英語	2週間
平成29 (2017)年度	カリフォルニア大学サンディエゴ校/アメリカ合衆国、カリフォルニア州ラ・ホヤ	英語	3週間
平成30 (2018)年度	フィリピン中央大学/フィリピン共和国、イロイロ市	英語	4週間
平成31 (2019)年度	聊城大学/中華人民共和国、聊城	中国語	3週間

## 12. 管理運営

### (1) 全学的な管理運営

教学面での管理体制については、学長による全学的なガバナンスの下、円滑に本学の運営上重要な事項等を協議するため、学長・副学長会議が設置され、学長、副学長、法人局長、事務局長、その他学長が指名した者が構成員となり、全学的な執行体制を敷いている。

さらに、学部長を含めた管理運営組織として、学長、副学長、学部長、研究科長及び副研究科長、法人局長、事務局長、各センター長、その他学長が指名した者を構成員とした部局長会議を設置し、全学的な教学事項や、学部間との連絡調整を行うことが必要な事項等について協議している。これらの協議を経た案件について、大学の教育・研究上において適正な運営となるように重要事項を審議することを目的として、全学の議決機関として大学評議会があり、これらは全て学則及び各会議規程により制度化され、適切に運用されている。

### (2) 学部の管理運営

学部での管理体制については、学長による全学的なガバナンスの下、審議事項をつかさどる議決機関として教授会を置き、学部長を中心に執行部を構成する管理運営体制を敷いている。運営の中心を担うのは、学部長、教務委員長、同副委員長、入試委員長、キャリアセンター委員等で構成する学部運営会議である。学部運営会議は、原則として毎週1回水曜日に開催され、教授会決定事項の執行を中心として、広く学部運営に当たる。

### (3) 教授会

教授会については、「駿河台大学学則」第8条第1項で「本学の各学部に、教授会を置く。」ことを規定し、同第3項で「教授会は、(その学部に属する)教授、准教授及び講師をもって構成する。」としている。同第4項では「教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」として、次の事項が審議対象となっている。

①学生の入学及び卒業

②学位の授与

③前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

さらに、同第5項に「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」としている。

また、教授会の審議事項については、「駿河台大学教授会規程」第4条に定められているとおり、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとして、次の事項が対象となっている。

①学生の入学及び卒業に関すること。

②学位の授与に関すること。

③学生の賞罰に関すること。

④学生の試験に関すること。

⑤単位の認定及び学業評価に関すること。

⑥教育課程及び授業に関すること。

⑦学生の指導に関すること。

⑧教員の人事に関すること。

教授会は、学部長の招集により8月を除き毎月、定例で開催する。また、学部長が必要があると認める場合には、臨時に招集することができる。本学部の教学に関わる事項、学生に関わる事項、教育研究

に関する事項や直面する諸々の課題などについて審議を行い、そこで承認・決定された本学部の課題に関しては、学部長を中心に学部執行部が責任を持って執行する。議事は、学部長を議長として、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は議長が決する。重要事項の審議については、出席者の3分の2以上の賛成が必要である。

なお、教授会構成員が、全学又は学部内の各委員会の委員となり、学部の教学と運営を主体的に担う。

学部の委員会として、教務委員会、入試委員会等がある。また、全学委員会は、全学教務委員会・FD委員会、入学試験実施委員会、学生委員会、健康相談室委員会、障害のある学生等への支援委員会、メディアセンター委員会、キャリアセンター委員会、グローバル教育センター委員会、地域連携センター運営会議、教職課程委員会、資格課程委員会、情報処理教育センター運営会議、スポーツ教育センター運営会議、ハラスメント防止対策委員会、施設・財務委員会、特別研究審査委員会等が設置され、各学部から概ね1・2人程度の委員を選出し、全学的な意思の形成が図られている。

また、学部の月例会議として、学部FD・SD会議が定例化されており、教育内容・教育方法に関する協議・討論を行うとともに、教授会での議論を深化し補完させる場として位置づけている。

### 1.3. 自己点検・評価

#### (1) 大学及び全学統一による学部としての対応

本学では、昭和62(1987)年の開学以来、本格的な自己点検・評価作業を計8回行ってきた。第1回目の自己点検・評価は、大学による自己点検・評価を努力規定とした大学設置基準の改正に伴い、平成7(1995)年度より作業が開始され、平成9(1997)年度に報告書が取り纏められた。その後、概ね一定のサイクルで同評価作業を実施し、平成12(2000)年度に第2回自己点検・評価報告書、平成14(2002)年度に第3回自己点検・評価報告書を各々作成するに至った。

平成14(2002)年における学校教育法の改正に伴い、平成16(2004)年度以降、大学は文部科学大臣から認証を受けた評価機関による認証評価を受けることが義務付けられた。

この新たな制度的枠組みの下で、平成16(2004)年度以降、より組織的な全学的体制に基づいた自己点検・評価作業に取り組み、平成18(2006)年度に第4回自己点検・評価報告書を取り纏め、翌年度、公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審した結果、大学基準に適合しているものと認定された。

その後、平成21(2009)年度及び平成23(2011)年度にそれぞれ第5回及び第6回の自己点検・評価作業を実施し、平成25(2013)年度に作成した第7回自己点検・評価報告書に基づき、平成26(2014)年度に公益財団法人大学基準協会による第2回目の認証評価を受審した結果、再び、大学基準に適合しているものと認定されるに至った。

平成27(2015)年度に第8回自己点検・評価報告書、平成29(2017)年度に第9回自己点検・評価報告書を取り纏めるなど、全学的・体系的に自己点検・評価のサイクルを確立し、継続的な大学改革に取り組みつつ、平成33(2021)年度に受審予定である第3回目の認証評価に備えている。

こうした自己点検の一環として、本学では、毎年、在学生による「授業アンケート」及び「学生生活基本調査」を実施することに加え、卒業式当日には、卒業生による「ふりかえりアンケート」を実施するなど、学生による意見を大学改革に反映させる仕組みも整備している。また、平成29(2017)年度以降は、卒業後3年が経過した既卒生対象の「既卒者アンケート」も継続的に実施している。

さらには、従来、組織的に実施されてきた年間約10回開催の全学FD、原則月1回開催の学部FD、及び学部アクションプランの策定・評価等に加えて、「研究業績に基づく研究費傾斜配分システム」を導入している。また、処遇への反映も念頭に置いた「教育・学内運営・地域貢献等の分野を評価する教員

業績評価システム」の試験的導入も実施しており、本格的運用に向け、プロジェクトチームによる検討を重ねるなど、大学改革に対する不断の努力を行っている。

## (2) 実施方法・実施体制

自己点検・評価は、「駿河台大学大学評価委員会規程」第3条に基づき、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、学部長、研究科長・副研究科長、メディアセンター長・キャリアセンター長・グローバル教育センター長・地域連携センター長、法人局長・事務局長により構成される駿河台大学大学評価委員会が所管し、各学部において自己点検・評価作業が行われている。学部レベルにおいて実施された自己点検・評価を基に、既述の大学評価委員会において問題点及び対策等を検討するなど、全学レベルの自己点検・評価に連係させる体制となっている。

## (3) 評価項目

自己点検・評価の項目は、従来より「駿河台大学大学評価委員会規程」及び公益財団法人大学基準協会によって規定された評価項目に基づき実施してきたが、平成29(2017)年度実施の第9回自己点検・評価報告書より、以下の第3クール認証評価に対応した10項目に基づき、自己点検・評価を実施している。

①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学修成果、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務（【大学運営】、【財務】）

## (4) 結果の活用・公表

本学におけるこうした自己点検・評価作業は、あらゆる側面における検討課題の整理及び改革の方向性の精査を行い、創造的発展に繋げる契機として位置づけている。したがって、上記(3)に列挙したとおり、評価項目は教育・研究をはじめ、組織・運営、施設・設備、学生支援及び財務状況等、非常に広範囲に及んでおり、中期計画である「駿河台大学グランドデザイン2021」と連動させることにより、教職員の改善・改革の指針として活用している。

自己点検・評価を取り纏めた自己点検・評価報告書は、ポータルサイト等を通じて教職員に周知するとともに、同報告書の内容に関しては、速やかに教育運営に反映させ、社会的要請及び学生ニーズに積極的に応えるよう取り組んでいる。

第1回から第9回までの同報告書の全文及び認証評価の結果については、学内に対してのみならず、本学における研究・教育等の質に対する信頼向上と同時に、社会的説明責任を果たすことを主たる目的として、大学ホームページを通じて、対外的にも広く公表し、本学の社会的説明責任を果たしている。

## 1.4. 情報の公表

### (1) 公表内容と実施方法

情報の公表については、平成23(2011)年4月1日施行の学校教育法施行規則の一部改正に対応して、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22(2010)年文部科学省令第15号)及び「学校法人駿河台大学情報公開規程」に基づき、本学の教育研究活動等に関わる情報を公表している。情報公開が求められている教育情報等を見やすいように項目別にして「情報の公開」として本学ホームページに開設し、広く社会に公表することにより公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たしている。

また、本学のホームページには、現在、全科目のシラバスが公開されているほか、教員のプロフィールなど多くの情報が掲載されている。本学の財務情報の公開については、より透明性を高めるため、本学広報紙「駿河台大学 NEWS」7月号に毎年解説とともに、本学ホームページでの掲載により、学生・保護者をはじめ、広く社会に向けて公表している。加えて、本学では、紙媒体を用いた情報提供も積極的に行っており、主要な刊行物については、デジタルブックとしてインターネット上で公表している。

- ①大学広報誌「駿河台大学 NEWS」(年8回発行：各回約4,200部発行)
- ②駿河台大学案内、入試ガイド、オープンキャンパスリーフレット及び募集要項
- ③留学制度紹介リーフレット「New Adventures」(年2回発行：各回約1,500部発行)
- ④「地域インターンシップ報告書」
- ⑤スポーツクラブガイド(スポーツ公認団体のクラブ紹介と年度の戦績)

本学部についても、既設の学部と同様に本学のホームページにスポーツ科学部のページを設け、インターネットで広く社会に向けて公表し、積極的に情報提供していく予定である。

教員の研究成果については、駿河台大学紀要『駿河台大学論叢』及び『駿河台大学教職論集』に掲載して公表されている。さらに、教員個人の教育・研究等の活動を基にした教員評価制度による「教員評価報告書」も過去3年間分を本学ホームページ上で公表している。

## (2) 情報公表項目等

本学の教育理念と教育方針、組織、役職者、専任教員、カリキュラム、授業の内容(シラバス)、施設、入学者選抜の概要などの以下の基本情報のほか、必要に応じて行事や出来事等についての情報も提供している。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること

[https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakubu\\_policy.html](https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakubu_policy.html)

トップ>駿河台大学について>情報の公開(大学の教育研究上の目的)>駿大教育の指針(学部)

[https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/in\\_policy.html](https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/in_policy.html)

トップ>駿河台大学について>情報の公開(大学の教育研究上の目的)>駿大教育の指針(大学院)

- ②教育研究上の基本組織に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/soshiki.html>

トップ>駿河台大学について>情報の公開(教育研究上の基本組織)>組織図

- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakuseisu.html#kyoin>

トップ>駿河台大学について>情報の公開(専任教員数)>専任教員数、職階別教員数、教員一人当たり学生数、専任教員と非常勤教員の比率、年齢別教員数

<https://faculty.surugadai.ac.jp/sudhp/KgApp>

各教員が有する学位及び業績に関する情報

- ④入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/>

トップ>駿河台大学について>情報の公開(入学者に関する受入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、就職者数)>駿大教育の指針(学部)、駿大教育の指針(大学院)、入学者数・入学者数の推移、在学者数・収容定員充足率、卒業(修了)者数・学位授与数、就職者数等、就職先の情報、留学生数

- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（授業に関する情報（授業科目、授業内容、授業計画等、履修モデル、主要科目の特徴等）、教職に関する情報）>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス、年間授業計画の概要）、教職課程等

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/kijun.html>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準）>成績評価、卒業要件、修了要件、取得可能な学位

⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（学生の教育研究環境に関する情報）>キャンパス紹介、課外活動、大学会館、メディアセンター、交通アクセス

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用）>学費、学生寮の寮費・食費

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（学生支援に関する情報）>健康相談室、学習相談室、社会貢献活動、キャリア・就職支援、奨学金・貸費金制度、公務員講座、留学・国際交流、大学間連携、産官学連携、障害支援相談

⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果、事業計画、事業報告書・決算資料 等）

[https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakubu\\_policy.html](https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakubu_policy.html)

トップ>駿河台大学について>情報の公開（教育研究上の基礎的な情報）>駿大教育の指針（学部）>教育目的・目標（どのような人材を育てるか）

<https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/gakusoku.html>

トップ>駿河台大学について>大学の概要>学則・規程

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/shinri.html>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（設置認可申請書等の公開）>設置認可申請書等の公開  
<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/hyoka.html>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（認証評価）>自己点検・評価報告書

<https://www.surugadai.ac.jp/about/johokoukai/>

トップ>駿河台大学について>情報の公開（財務状況）>事業計画、事業報告書・決算資料

## 15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、平成28（2016）年に、開学35周年（2021年）に向けて実現すべき目標と計画を示した「駿河台大学グランドデザイン」を策定し、毎年、達成度の検証と評価を行うこととしているが、同グランドデザインにおいて最重要視している事項が「教育の質の向上」であり、教育内容等の改善を図るための組織的な研修等の取組が数多くなされている。

## (1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)

教員相互による教育資質の維持向上を主たる目的として、各学部においては、原則月1回の割合で、定期的に教育内容・教育方法に関する協議・討論を行っており、毎回、実施報告書を事務部門に提出することを義務付けている。

また、学部のFDとは別に、大学全体のFDとして、「教育力」に関する全学的なFDを春学期・秋学期に各1回開催しており、教員の参加率は平均で96%を超えるなど、教育能力の向上に努めている。

### ①学部の取組

各学部における定例会議として、学部FD・SD会議を置き、原則月1回の割合で、定期的に教育内容・教育方法に関する協議・討論を行っており、毎回、実施報告書を事務部門に提出することを義務付けている。

各学部では、卒業研究アンケート分析報告、学部授業公開、卒業研究に関する倫理審査方法、新任教員研修セミナー報告等についての協議・討論を行っている。

### ②大学全体の取組

全学委員会として、各学部・センターから選出された教員及び学務部長を構成員とするFD委員会を設置し、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を図っている。

#### ア 全学研修会

大学全体のFDとして、「教育力」に関する全学的なFDを春学期・秋学期に各1回開催しており、教員の参加率は平均で96%を超えるなど、教育能力の向上に努めている。

#### イ 授業公開・見学

春学期・秋学期に専任教員が担当する授業公開の期間を設け、専任教員による授業見学を行っている。公開に際しては、特色のある授業を例示した上で、周知を行い、見学後は見学報告書をFD委員会に提出している。

#### ウ 授業アンケート

教育内容及び教育方法に対する学生の評価や授業に対する学生のニーズ等を把握するため、学生による授業評価を行っており、アンケート結果は学内ポータルサイト及び印刷物の配架により、全学的に公表されている。

また、学長ガバナンスに基づき、こうした授業アンケートによるスコアが、ある一定水準を下回っている場合には、FD委員会を経て、全学部長・研究科長・センター長を構成員とする部局長会議において、学部長等による面談実施依頼を行っており、面談実施後は、速やかに事務部門に対して、面談内容・対応策等に関する報告書を提出することとなっている。

報告内容が取り纏められた後は、上記部局長会議にて面談結果報告を行ない、対応を議論するなど、教育の質を常に重視した取り組みを行っている。

#### エ 授業改善計画書

授業アンケートの結果を受けて、年度末に授業改善計画書の作成を義務付けている。授業アンケート対象科目から講義・演習・実習各1科目を任意に選択し、授業アンケートの結果を受けた事項、授業改善手法に関する事項等に回答する形式としている。平成30(2018)年度においては、対象者における全体提出率74.0%であり、専任教員は108人全員が提出している。

#### オ 新任教員研修

若手教員、とりわけ新任教員に対しては、積極的に外部研修の受講を薦めており、本年度本学に着任した新任教員8人中3人が「新任教員研修セミナー」(大学セミナーハウス主催)を受講している。

同研修では、「アクティブ・ラーニングに向けた関係性作り」や「アクティブ・ラーニング講座」など講義のほか、「ティーチング・ポートフォリオチャート作成」、「コミュニケーション・ワーク」、「合

理的配慮」に関するワークショップなどを中心に行っており、授業内容の検討や授業運営上の工夫に活用できるよう、本学の次世代を担う教員の教育能力向上に対しても大学を挙げて支援体制を整備している。

## (2) スタッフ・ディベロップメント(SD)

### ①学部の取組

各学部における定例会議である学部 FD・SD 会議の中で、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質を向上させるための取組を行っている。

各学部では、気になる学生の情報交換、就職意識調査方法、就職意識調査結果報告等についての協議・討論を行っている。

### ②大学全体の取組

大学全体の SD として、全教職員を対象として「入試」「学生支援」「ハラスメント防止」「学生相談」「財務」「研究」「情報セキュリティ」「防災」「地域連携」の各研修会を実施している。

### ③職員研修

大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるため、年度ごとに総務課にて全体計画を立案し、以下のような研修等の取組を行っている。

#### ア SD Step Up 研修会

全専任事務職員を対象に、本学の中期計画を達成するために実行主体である事務組織の組織力、実行力を向上させることを目的に、夏期休業期間中に SD Step Up 研修会を行っている。平成 30 (2018) 年度は建学の理念、大学憲章に基づく目指す大学像及び駿大ブランド「5つの力」のうち、「学生支援力の駿大」に焦点を絞って通常業務を 2 日間休止し研修を行った(参加率 95.2%)。「学生支援力(退学者の減少)」をテーマに研修を行うことにより、テーマの重要性を再度認識させ組織の一体感を強め、職員が主体的に取り組むことができるようにリマインドを行った。また、部署を横断した少人数のグループで協働してワークを行うことで職員間の関係性を深め、組織力を向上させた。

#### イ Quon Academy

「課題設定型の大学職員」に求める技能と知識を学び実践につなげることを目的とした前 SD セミナー「Quon Academy」(早稲田大学アカデミックソリューション主催)に今年度法人登録し、年間 16 種のセミナーにのべ 29 人が参加した。

#### ウ 階層別研修

入職や昇進などの節目に対象者に合わせた階層別研修(平成 30 (2018) 年度入職 3 人、若手職員 4 人、副課長候補 3 人、課長昇進 1 人)を行っている。

#### エ 資格取得奨励金制度

自己啓発を促すため資格取得奨励金制度(平成 30 (2018) 年度申請 2 件)を設けている。

その他、各部署の業務に即した専門知識、スキルを修得するために必要な研修については、各部署で年度ごとに計画を立案している。

## (3) IR実施委員会

平成 28 (2016) 年より、学長・副学長会議の下に、IR 実施委員会を設置し、教育力に関する分析に取り組んでいる。これまでに、G-TELP スコアを用いた英語教育力・教育成果に関する分析、入試方式別 1 年次学業成績分布に関する追跡調査などを実施し、教育改善の一助としてきた。

ほかにも、出席率、単位修得数、卒業率との関係性に関する分析から、1 年次の春学期における学生支援の重要性が明らかになっており、同分析結果については、「早期退学の減少に向けた中退防止マニュアル」作成に結実させるなど、一定の成果が上がっている。



なお、このような IR 実施委員会による分析は、学長・副学長会議における報告はもちろんのこと、対内的には全学 FD 報告及びポータルサイト掲出、対外的にはホームページ掲出により、学内外に広く公表されている。

また、これまでは在籍生を対象とした分析を中心としてきたが、平成 29 (2017) 年度以降は、本学における教育の成果、社会人基礎力の検証を目的の 1 つとした既卒者アンケート調査も継続的に実施するなど、教育内容等の改善に対して、不断の努力を行っている。

#### (4) 駿河台大学教育研究センター

本学は、平成 28 (2016) 年、大学全体の組織的な教育改善を進める体制を構築することを目的として、規程の整備を行い、「アクティブ・ラーニングなどの先端的教育方法の開発・改善」「先端的教育方法の普及・定着」及び「学習成果の測定と評価に関する研究や調査」などを主たる役割とした「駿河台大学教育研究センター」を開設した。

「授業評価アンケートからみた駿大社会人基礎力の傾向～教授・学習の向上と学修成果の可視化へ向けて～」 「現代文化学部低学年次生のための効果的キャリア教育プログラムの定着と標準化Ⅳ」及び「学生一人ひとりの興味や関心を、社会に生きる力へとつなげるシティズンシップ教育」、平成 30 (2018) 年度は、「英語力向上のための教科書作成を目的に、学生の英語力を分析し、課題を明らかにする」及び「学習支援システム Moodle の学内利用促進の試みとその効果検証～講義科目を主な対象とした利用率の向上を目指して～」のプロジェクトを実施するなど、学部横断的なテーマに関して、教育改善を行うべく組織的対応を行っている。

また、こうした教育研究センターの役割の 1 つである先端的教育方法の普及に関しては、e-ラーニング等の ICT 技術を活用した教育実践の学内普及促進を目的として、Moodle ワークショップなども開催している。このワークショップでは、コンピュータ教室を使用し、コース (科目) の作成、コース参加者の管理、講義資料の掲示、小テスト (宿題) の問題作成・実施・採点、課題の指定と提出といった作業を実体験することにより、授業手法の改善発展に繋げている。

## 16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

### (1) 教育課程内の取組について (資料 20 駿大の総合キャリア支援システム DSC)

教育課程内での取組は、「全体としてのキャリア支援」と「中核としてのキャリア支援」という 2 つの視点から実施されている。

まず、「全体としてのキャリア支援」については、全ての科目がキャリア支援との認識の下、社会的・職業的自立の形成促進に向けて「社会で生き抜く力の涵養」に取り組んでいる。具体的には、いかなる職業に就こうとも必要となる汎用的能力 (ジェネリックスキル) を、本学独自の 5 つの能力 (16 の能力要素) としてまとめ、これを「駿大社会人基礎力」として示している。この「駿大社会人基礎力」を大学教育の中で意識的・体系的に育成していくために、全ての科目において、知識の獲得に加えて、「駿大社会人基礎力」の育成を授業の到達目標として明示し、授業アンケートでその成果を検証する。

次に「中核としてのキャリア支援」については、「キャリア教育科目」(必修 4 単位を含む 6 単位以上) を設け、1 年次より段階的・体系的なキャリア教育を実施し、3・4 年次における就職支援体制への有機的な接続を行うことで、社会的・職業的自立の形成及び社会への円滑な移行を促進している。1 年次では、人間関係形成に対する動機づけと対人的能力の向上を通じて、大学生活に馴染み、肯定的な展望を持つことを目的として「キャリア基礎Ⅰ・Ⅱ」を設置している。2 年次では、学生がそれぞれの「専門的な学びの入り口」に立つ時期であることから、大学で学んでいる学問 (専門分野) が、社会で実際にどのように役に立っているのか、更には、これを手掛かりに社会における多様な役割とこれらに対応する職業が広く存在することを学ぶことを目的として「キャリア発展」を設置している。また、2

年次では「ライフキャリア」という視点からみた「自己の理解」を促進し、今後の人生設計に欠かせない「時間的な展望」をもつことを目的として「ライフプランニング」を設置している。さらに、これらを受けて3年次には、進路・職業選択に対する動機づけと、進路・職業選択に対する肯定的な展望、更には自律的なキャリア形成行動をとるよう支援することを目的とした「キャリア実践論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設置している。

これらの取組を総合的に行い、教育課程外の取組とも有機的に連携することによって、学生の社会的・職業的自立の形成を促進させ、社会への円滑な移行が図ることができるよう適切に指導を行うものである。

## (2) 教育課程外の取組について

公務員や資格試験の合格を目指す学生のために、「公務員・資格試験学習室」を設置している。「公務員・資格試験学習室」は全学部・全学年を対象として、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士、簿記等の資格取得を希望する学生、法科大学院への進学を希望する学生、警察官、消防官や市役所などの公務員を志望する学生のために、主に専任教員が、試験対策の演習や模擬面接を実施し、学生のサポートを行っている。

また、資格取得・公務員合格を目指し、更なる指導を希望する学生のために、全学生を対象に外部講師による資格取得のための「キャリアカレッジ」(保育士合格講座、宅建士合格講座、リテールマーケティング検定2級合格講座、簿記検定3級合格講座、ITパスポート試験合格講座、秘書検定2級合格講座、介護職員初任者研修合格講座、医療事務合格講座、経営学検定初級合格講座)、公務員合格を目指すための「公務員講座」(公務員受験スタートコース、数的処理コース、夏期集中コース、受験対策強化コース、直前特訓コース、直前特訓上級コース)を開設している。

3年次からは、キャリアセンターが、毎週、就職支援行事(自己分析セミナー、インターシップガイダンス、卒業生との交流会、業界研究セミナー、地方就職ガイダンス、留学生向けセミナー等)を開催し、就職活動に対する理解を深めさせている。また、11月以降は、就職支援行事と並行して、就職活動力の向上を目指す様々な実践講座(筆記試験対策、履歴書・ES作成、グループディスカッション・面接対策等)を毎週開催し、2月には、総仕上げとして、模擬就職活動体験を始めとする各種実践講座を集中的に実施している。

3年次の3月以降は、学内で企業と出会う機会を持つことができるよう本学学生の採用を希望する企業を招き、学内合同企業説明会を月に2回程度のペースで実施、4年次の6月以降は、同様に説明・選考会を実施している。また、埼玉県西部地域の6大学の協力(西部地域雇用促進協議会)による合同説明会を年に2回、埼玉県内17大学の協力(埼玉県就職問題協議会)による合同説明会も年に1回実施している。4年次以降は、合同説明会や選考会と並行して、就職活動対策セミナー、個別相談会等を月2回程度実施しているほか、年々増加しているアスリートを対象とした就職相談会、メディア系学生を対象とした説明会、地域限定の説明会等、ターゲットとなる学生を限定した就職行事も実施している。

また、教員のFAによる支援とは別に、3年次の秋学期より、専任職員が分担、担当となり、全学生と個々に、1時間かけて行うインテーク面談を皮切りに、学生と二人三脚で就職活動を進める個別支援体制を整えている。

なお、ハローワークやLO活プロジェクトによる相談窓口をそれぞれ週に1回キャリアセンター内に開設し、地域・地方への就職希望者の要望にも応えている。

## (3) 適切な体制の整備について

キャリア教育と就職支援を一元的な組織の下で効果的に実施し、学生の就業力を向上させ、就業率の向上を図るために「キャリアセンター」を設置している。キャリアセンターには、専任職員11人、専任

教員 2 人、パート職員 2 人を配置し、そのうちの 2 人の職員、2 人の教員は、厚生労働省認定のキャリアコンサルタント資格を有する等、学生の指導・支援を効率的かつ有効に実施している。

キャリアセンターの運営については、学部教員とキャリアセンターが連携して学生の指導・支援を行うため、キャリアセンター所属教職員以外にも各学部よりキャリアセンター委員を選出し、担当の副学長（キャリアセンター長）を委員長とするキャリアセンター委員会を設置し、必要な事項について審議している。（資料 21 「駿河台大学キャリアセンター規程」「駿河台大学キャリアセンター委員会規程」）

キャリアセンター内には、就職関係書籍・雑誌、新聞、求人票、企業案内等を備え、求人情報検索用 PC を配置し、個別相談コーナーを設け、学生の就職活動を支援する環境を整えている。

インターンシップについては、自由応募によるものは、キャリアセンターで情報を提供しているが、単位認定の対象となる授業科目「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」及び「まちづくり実践」については、地域連携課が担当し、学生の指導と地域企業との協力体制を整えている。

法科大学院、国家・地方公務員を志望する学生、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士若しくは宅地建物取引士等の資格取得を希望する学生を支援するためには、公務員試験又は資格試験に精通した本学専任教員及び学外の有識者を構成員とする「公務員・資格試験学習室」を設置している。（資料 22 「駿河台大学公務員・資格試験学習室規程」）

## 資料目次

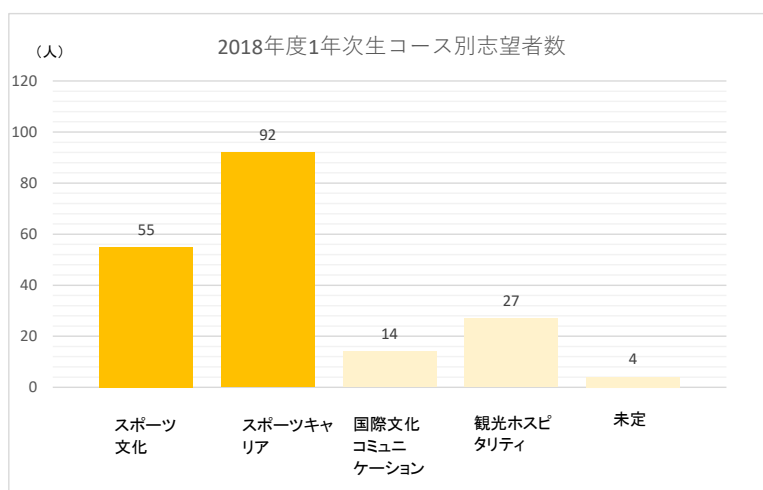
- 資料 1 既設の学部（現代文化学部）のコース志望状況
- 資料 2 「駿河台大学グランドデザイン 2021」及び概要図
- 資料 3 駿河台大学スポーツ科学部スポーツ科学科の設置について（嘆願）
- 資料 4 スポーツ科学部カリキュラムツリー
- 資料 5 スポーツ科学部の卒業要件
- 資料 6 「学校法人駿河台大学定年規程」  
「学校法人駿河台大学教育職員定年退職者の再雇用に関する規程」  
「駿河台大学教員任用規程」  
「駿河台大学有期雇用教職員就業規則（無期労働契約転換後の規定を含む）」
- 資料 7 スポーツ科学部 3 つの履修モデルプラン
- 資料 8 「駿河台大学スポーツ科学部卒業研究における「人を対象とする研究」倫理基準」
- 資料 9 体育館・屋外競技施設利用状況見込
- 資料 10 駿河台大学スポーツ関連施設
- 資料 11 スポーツ科学部授業時間割
- 資料 12 スポーツ科学部新規購入設備器機一覧（スポーツサイエンス lab. 関連より抜粋）
- 資料 13 メディアセンター所蔵雑誌リスト（スポーツ科学部関連）
- 資料 14 スポーツ科学部新規購入図書一覧（平成 30（2018）年度購入分）
- 資料 15 教育実習施設一覧、教育実習受入承諾書
- 資料 16 「チームビルディング」実習受入承諾書
- 資料 17 学外実習（スポーツ健康実習、スポーツ教育実習、地域スポーツ実習）受入先リスト
- 資料 18 平成 30（2018）年度インターンシップ I 実習受入企業・団体リスト
- 資料 19 1 か月以上の海外語学演習提携校（モナシュ大学、ソルボンヌ大学、フィリピン中央大学）との協定書
- 資料 20 駿大の総合キャリア支援システム DSC
- 資料 21 「駿河台大学キャリアセンター規程」「駿河台大学キャリアセンター委員会規程」
- 資料 22 「駿河台大学公務員・資格試験学習室規程」

## 既設の学部（現代文化学部）のコース志望状況

2018年度1年次生の志望状況（2019/2/9現在）

選択コース	男性	女性	総計	
	人数	人数	人数	割合
スポーツ文化コース	37	18	55	28.6%
スポーツキャリアコース	86	6	92	47.9%
国際文化コミュニケーションコース	10	4	14	7.3%
観光ホスピタリティコース	13	14	27	14.1%
未定	4	0	4	2.1%
総計	150	42	192	100.0%

スポーツ系志望者76.5%



2017年度1年次生の志望状況（2018/3/7現在）

選択コース	男性	女性	総計	
	人数	人数	人数	割合
スポーツ文化コース	83	12	95	47.0%
スポーツキャリアコース	38	13	51	25.3%
国際文化コミュニケーションコース	12	6	18	8.9%
観光ホスピタリティコース	24	10	34	16.8%
未定	4	0	4	2.0%
総計	161	41	202	100.0%

スポーツ系志望者72.3%

